

ご注意！知らないと危険！「業務停止」他人事ではありません。
 ＊サロン認証を申請するためには本講習会の受講が必要です。

特定非営利活動法人 日本エステティック機構

経営者・管理者講習会

エステティックサロン経営者の為の消費者相談の実例・関連法令

「修了証」発行 講習会

最近、あるエステティック事業者が「**行政処分**」として9カ月の業務停止処分を受けました。

その事業者は「特定商取引に関する法律」（特商法）に7つの項目が違反していたと発表されましたが、この7つの違反項目を皆さんご存知ですか？またこの7つの違反行為の中には広告表示の指摘もあったことも知っていますか？

もし知らないとあなたのサロンも「**行政処分**」を受ける可能性があります。特商法以外にもサロン運営では、違反により運営を危機に落とす法令が多数あります。

そこで、法令違反を未然に防ぐために、行政機関による違反の実例や、弁護士による正しい知識を伝え、そして長年「消費者にとって安全で安心な」サロンの認証を実施してきた上で蓄積された知識を皆様にお伝えする講習会です。

なお、現在 日本エステティック機構のエステティックサロン認証を申請する事業者は、「経営者管理者講習会（エステティックサロン経営者のための消費者相談の実例・慣例法令）」の受講修了証を所持することが必要です。

また、未申請の事業者の方が本講習会受講後にエステティックサロン認証を申請した場合は申請・審査料より 5,400 円免除いたします。年々、関連法令も変わります、新しい情報収集として現在受講修了者が再受講する場合は、再受講料が 3,000 円となります。

会 場	ビューティーワールドジャパン福岡 福岡国際センター 福岡市博多区築港本町 2-2 1F セミナールーム B ＊ビューティーワールドジャパン（展示会場）への 入場には別途入場料がかかります。 事前無料登録をお勧めします。 http://beautyworld-japan-fukuoka.jp.messefrankfurt.com/fukuoka/ja/visitors/welcome.html		
日 程	2018年2月5日（月） 13:00-16:50（受付 12:30～）		
申 込	下記申込より WEB エントリーもしくは FAX （ http://esthe-npo.org/ よりエントリー） 当日受け付けはいたしませんのでご了承ください。		
受 講 料	10,800 円（事前振込）		定 員

お 問 合 せ	特定非営利活動法人 日本エステティック機構 〒102-0093 東京都千代田区平河町 1-6-15 USビル 5 階 TEL. 03-3230-8002 FAX. 03・3230・8003 E-mail pr@esthe-npo.org
---------	--

■ プログラム

*開催日時、会場によっては講師が変更する場合があります。

内 容	時 間	講 師
サロン運営に必須の関連法令について	90分	藤田謹也 法律事務所 弁護士 鶴澤 亜紀子 氏 (VTR)
最近のエステティックサロンに対する消費者相談情報の実例	60分	消費者行政担当官 (予定)
統一自主基準・サロン認証関連	60分	日本エステティック機構 事務局長 高橋 博忠

■ タイムスケジュール

※各講義終了後10分の休憩があります。

時間	スケジュール
12:30	受付開始
13:00	第1講義開始(90分)
14:40	第2講義開始(60分)
15:50	第3講義開始(60分)
16:50	修了

■ 各会場共通事項

1. 受講資格の制限を設けておりません。
2. この講習会では、テストを行いません。
3. テキストは、当日受付の際にお渡しいたします。
4. 「修了証」は後日郵送いたします。
5. ペットボトル等ゴミはご自身で必ずお持ち帰りください。